

令和6年米子市議会9月定例会議案

令和6年9月3日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
79	米子市組織条例及び米子市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	調 査	<p>上下水道事業について、組織体制を統合し、事業運営の効率化並びに災害対応の強化及び持続性の確保を図るため、組織の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道部を廃止し、市長の直近下位の内部組織として、「上下水道局」を置くとともに、その所掌事務として、「生活排水に関する事項」を定めることとする。 2 水道事業管理者の権限に属する事務を処理させるために設置する水道局の名称を、「上下水道局」に改めることとする。 <p>〔施行期日〕</p> <p>令和6年11月1日</p>
80	米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>新たな特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を設けるとともに、所要の規定の整備を行うため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特殊勤務手当として、新たに災害応急作業等手当を設けることとする。 2 災害応急作業等手当は、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域において、次に掲げる作業等に従事した職員に対して支給することとし、その手当額は、これらの作業等に応じて、当該作業等に従事した日1日につき次に定める額とすることとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 1,080円 (2) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視

			<p>710円</p> <p>(3) 避難所の運営等の業務、罹災証明書の交付に係る被害状況の調査等 710円</p> <p>3 災害応急作業等手当について、作業等が日没時から日出時までの間において行われた場合の加算措置及び同一の日において2以上の作業等に従事した場合の支給額を定めることとする。</p> <p>4 災害応急作業等手当を支給される日については、困難折衝等業務手当は、支給しないこととする。ただし、困難折衝等業務手当の額が災害応急作業等手当の額を超えるときは、困難折衝等業務手当を支給し、災害応急作業等手当は、支給しないこととする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日</p>
8 1	米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	こども支援	<p>行政手続の簡素化による市民の負担軽減を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、教育委員会が、個人番号を利用することができる事務として、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務を追加するとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報の提供に関し、所要の規定の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>教育委員会が個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために市長が提供することができる特定個人情報として、次のとおり追加することとする。</p> <p>(1) 個人番号利用事務</p> <p>学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、又は特別支援学級に就学する学齢児童又は学齢生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務であって、規則で定めるもの</p> <p>(2) (1)の事務を処理するために提供することができる特定個人情報</p> <p>ア 住民票関係情報</p> <p>イ 地方税関係情報</p> <p>ウ 生活保護関係情報</p>

			<p>[施行期日]</p> <p>令和7年6月1日</p> <p>[参考法令]</p> <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）</p> <p>3 米子市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和6年8月15日施行）</p>
82	米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	スポーツ振興	<p>米子市営東山球技場の会議室に冷暖房設備を設置することに伴い、当該冷暖房設備を使用する場合には、その使用に応じた額を当該会議室に係る使用料の額に加算することとするため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>米子市営東山球技場の会議室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該会議室の使用料の額に、次の(1)又は(2)に掲げる割合を乗じて得た額を加算することとする。</p> <p>(1) 冷房設備を使用する場合 100分の50</p> <p>(2) 暖房設備を使用する場合 100分の30</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日</p>
83	米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	住宅政策	<p>老朽化により解体する市営尚徳住宅（1棟・9戸）を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>昭和44年度尚徳住宅（1棟・住宅9戸）を廃止することとする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日</p>
84	米子市と日吉津村とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する	施設	<p>日吉津村において発生するし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務を日吉津村から受</p>

	る事務の委託に関する規約を定める協議について		託するため、その規約を定める協議をしようとするもの 〔主な協議内容〕 1 日吉津村は、次に掲げる事務の管理及び執行を米子市に委託する。 (1) 日吉津村において発生するし尿及び浄化槽に係る汚泥 ((2)において「し尿等」という。) を処理するために必要な施設の建設及び米子市の内浜処理場の整備に係る工事に関する事務 (2) 日吉津村において発生するし尿等の処理に関する事務 2 1 の事務の管理及び執行に要する経費は、日吉津村の負担とする。
8 5	米子市と大山町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について	施 設	大山町において発生するし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務を大山町から受託するため、その規約を定める協議をしようとするもの 〔主な協議内容〕 1 大山町は、次に掲げる事務の管理及び執行を米子市に委託する。 (1) 大山町において発生するし尿及び浄化槽に係る汚泥 ((2)において「し尿等」という。) を処理するために必要な施設の建設及び米子市の内浜処理場の整備に係る工事に関する事務 (2) 大山町において発生するし尿等の処理に関する事務 2 1 の事務の管理及び執行に要する経費は、大山町の負担とする。
8 6	米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について	施 設	南部町において発生するし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務を南部町から受託するため、その規約を定める協議をしようとするもの 〔主な協議内容〕 1 南部町は、次に掲げる事務の管理及び執行を米子市に委託する。 (1) 南部町において発生するし尿及び浄化槽に係る汚泥 ((2)において「し尿等」という。) を処理するために必要な施設の建設及び米子市の内浜処理場の整備に係る工事に関する事務 (2) 南部町において発生するし尿等の処理

			<p>に関する事務</p> <p>2 1の事務の管理及び執行に要する経費は、南部町の負担とする。</p>
87	米子市と伯耆町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について	施設	<p>伯耆町において発生するし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務を伯耆町から受託するため、その規約を定める協議をしようとするもの</p> <p>[主な協議内容]</p> <p>1 伯耆町は、次に掲げる事務の管理及び執行を米子市に委託する。</p> <p>(1) 伯耆町において発生するし尿及び浄化槽に係る汚泥 ((2)において「し尿等」という。) を処理するために必要な施設の建設及び米子市の内浜処理場の整備に係る工事に関する事務</p> <p>(2) 伯耆町において発生するし尿等の処理に関する事務</p> <p>2 1の事務の管理及び執行に要する経費は、伯耆町の負担とする。</p>
88	米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約を変更する協議について	整備	<p>米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約の一部を変更する協議をしようとするもの</p> <p>[主な協議内容]</p> <p>汚水処理事務の管理及び執行に要する経費として安来市が負担する額に、安来市吉佐地区等から排除される汚水を受け入れる米子市の下水道施設の改築及び修繕に必要な調査費、設計費及び本工事費に相当する額のうち、当該下水道施設の接続後の耐用年数及び流入汚水量に応じた額を加える。</p>
89	鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について	保険年金	<p>鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する協議をしようとするもの</p> <p>[協議内容]</p> <p>関係市町村において行う後期高齢者医療制度の事務から、被保険者証に関する事務を削除する。</p>
90	令和6年度米子市一般会計補正予算(補正第4回)	財政	明細別紙

9 1	令和6年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
9 2	令和6年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第1回）	下水道企画	明細別紙
9 3	令和5年度米子市一般会計等の決算認定について	財 政	一般会計及び国民健康保険事業特別会計ほか7特別会計の決算認定
9 4	令和5年度米子市水道事業会計の決算認定について	水道局	水道事業会計の決算認定
9 5	令和5年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	水道局	令和5年度米子市水道事業会計剰余金のうち、2億276万9,936円を建設改良積立金として処分し及び当年度の補填財源として使用した後の未処分利益剰余金について同額を資本金に組み入れ、水源涵養林取得積立金2,930万8,688円を取り崩し及び同額を資本金に組み入れ、並びに1,920万円を減債積立金として処分しようとするもの
9 6	令和5年度米子市下水道事業会計の決算認定について	下水道企画	下水道事業会計の決算認定
9 7	令和5年度米子市下水道事業会計剰余金の処分について	下水道企画	令和5年度米子市下水道事業会計剰余金のうち400万円を減債積立金として処分しようとするもの
報告15	令和5年度決算に基づく米子市の健全化判断比率について	財 政	<p>令和5年度決算に基づく米子市の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。 ・連結実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。 ・実質公債費比率 8.7% ・将来負担比率 45.4%

報告16	令和5年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率について	財政	<p>令和5年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <p>※全ての公営企業（水道事業・下水道事業・米子インター周辺工業用地整備事業・米子インター西産業用地整備事業）において、資金不足額は生じていない。</p>
報告17	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	総務管財	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和6年7月16日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 36万7,981円</p> <p>相手方 境港市上道町3000番地 境港市</p> <p>事故の概要</p> <p>令和6年5月27日、総務部の職員が、市の行事の参加者を送迎するため、境港市渡町地内の店舗駐車場において、総務部所属の普通乗合自動車（以下「市自動車」という。）を後退させて駐車しようとしていたところ、市自動車の後部が、当該場所に駐車していた相手方の普通乗合自動車（以下「相手方自動車」という。）の前部に接触し、相手方自動車を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告18	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	建設企画	<p>法律上、市の義務に属する道路の管理の瑕疵^{かし}による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和6年7月17日</p> <p>市側の過失割合 8割</p> <p>損害賠償額 1万1,208円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和6年1月26日、相手方が、徒歩で市道米川左岸1号線を通行していたところ、当該</p>

			市道の陥没した部分にはまり、左大腿打撲傷及び右膝部打撲傷を負ったもの															
報告 1 9	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	こども施設	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和6年8月9日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 26万7,375円</p> <p>相手方 甲 米子市在住の個人 乙 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和6年7月5日、米子市立義方小学校敷地内に設置されていた照明柱が腐食により倒壊し、当該照明柱が、当該場所に相手方乙が駐車させていた相手方甲所有の小型乗用自動車に当たり、当該自動車を損傷させたもの。人身事故なし。</p>															
報告 2 0	米子市債権管理条例に基づく非強制徴収債権等の放棄について	調査	<p>米子市債権管理条例に定めるところにより非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの</p> <table border="1" data-bbox="906 1279 1445 1666"> <tr> <td colspan="3">令和6年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>件数</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>22</td> <td>3,159,651円</td> </tr> <tr> <td>市営住宅上下水道入居者負担金</td> <td>16</td> <td>140,742円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38</td> <td>3,300,393円</td> </tr> </table>	令和6年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等			種類	件数	金額	生活保護費返還金	22	3,159,651円	市営住宅上下水道入居者負担金	16	140,742円	合計	38	3,300,393円
令和6年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等																		
種類	件数	金額																
生活保護費返還金	22	3,159,651円																
市営住宅上下水道入居者負担金	16	140,742円																
合計	38	3,300,393円																
報告 2 1	米子市債権管理条例に基づく水道事業に係る非強制徴収債権等の放棄について	調査	米子市債権管理条例に定めるところにより水道事業に係る非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの															

			令和6年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道料金</td> <td>406</td> <td>1,026,235円</td> </tr> <tr> <td>修繕工事費</td> <td>3</td> <td>76,916円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>409</td> <td>1,103,151円</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	件数	金 額	水道料金	406	1,026,235円	修繕工事費	3	76,916円	合 計	409	1,103,151円
種 類	件数	金 額													
水道料金	406	1,026,235円													
修繕工事費	3	76,916円													
合 計	409	1,103,151円													

(追加予定議案)

	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保険年金	国民健康保険法の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、所要の整備を行おうとするもの
	工事請負契約の締結について	スポーツ振興	米子市民球場内野スタンド観客席ほか改修工事